

大阪市告示第344号

昭和56年大阪市告示第553号（消費者保護条例に基づく商品の品質表示基準）の一部を次のように改正する。

令和8年3月16日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後			改正前		
(別表)			(別表)		
品目	表示事項	表示方法	品目	表示事項	表示方法
[略]			[同左]		
[削る]			<u>2</u> 調理冷凍食品（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第19に掲げる調理冷凍食品を除く）	1 原材料配合割合	1 原材料配合割合は、商品名に原材料の一部の名称が付けられた製品にあっては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示すること。ただし、内容を

					数量で表示する製品にあっては、その表示を省略することができる。
			2 使用上の注意	2 使用上の注意	は、解凍、調理方法等を表示すること
<u>2</u> [略]				<u>3</u> [同左]	
<u>3</u> [略]				<u>4</u> [同左]	
<u>4</u> [略]				<u>5</u> [同左]	
<u>5</u> [略]				<u>6</u> [同左]	
<u>6</u> [略]				<u>7</u> [同左]	
<u>7</u> [略]				<u>8</u> [同左]	
<u>8</u> [略]				<u>9</u> [同左]	
<u>9</u> [略]				<u>10</u> [同左]	
<u>10</u> [略]				<u>11</u> [同左]	
<u>11</u> [略]				<u>12</u> [同左]	
備考 表中の[]の記載は注記である。					

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(市民局区政支援室大阪市消費者センター)